

(8) 食品衛生

ア 許可を要する食品衛生関係営業施設の指導

食品衛生法第52条に基づく許可を要する施設の状況は表1のとおりで、清水町、越廼村が福井市に編入されたために昨年度より263施設減少し、4,331施設です。

主な業種は飲食店営業(44.7%)、乳類販売業(13.7%)、魚介類販売業(9.7%)、食肉販売業(9.4%)となっており、特に、飲食店営業の中でも旅館は観光地である越前海岸を有する越前町、南越前町に集中しています。

食品衛生を確保するため、これら営業施設に対する監視指導は地域別・業種別に一斉監視を実施するなど、効率的な監視を行っています。

表1 許可を要する食品営業施設数

H19.3.31現在

業 種	項 目	17年度 営業施設数	18年度 営業施設数	許 可 件 数		廃業件数	監視件数
				継 続	新 規		
飲 食 店 営 業	一般食堂・レストラン	706	682	128	40	40	448
	仕出し屋・弁当屋	284	240	59	18	18	240
	旅 館	195	174	25	9	17	182
	そ の 他	918	863	133	58	75	376
	小 計	2,103	1,959	345	125	150	1,246
	菓子(パンを含む)製造業	220	211	34	13	14	181
	乳 処 理 業	1	1	0	0	0	2
	乳 製 品 製 造 業	2	3	0	1	0	5
	魚 介 類 販 売 業	309	284	60	15	16	270
	魚 介 類 せ り 売 業	8	7	1	0	0	16
	魚 肉 ね り 製 品 製 造 業	3	3	1	0	0	8
	食 品 の 冷 凍 ・ 冷 蔵 業	8	8	2	0	0	8
	缶詰または瓶詰食品製造業	2	3	0	1	0	4
	喫 茶 店 営 業	630	632	121	72	55	151
	あ ん 類 製 造 業	2	2	0	0	0	2
	アイスクリーム類製造業	60	57	7	1	3	50
	乳 類 販 売 業	739	688	140	51	68	382
	食 肉 処 理 業	6	5	0	0	0	5
	食 肉 販 売 業	315	296	45	13	17	262
	食 用 油 脂 製 造 業	1	0	0	0	0	0
	み そ 製 造 業	19	16	2	0	1	17
	醤 油 製 造 業	10	9	3	0	0	10
	ソ - ス 類 製 造 業	3	2	0	0	0	3
	酒 類 製 造 業	14	12	7	0	1	8
	豆 腐 製 造 業	36	29	7	0	4	34
	納 豆 製 造 業	3	3	0	0	0	3
	め ん 類 製 造 業	23	24	6	3	1	32
	そ う ざ い 製 造 業	60	60	12	8	3	73
	添 加 物 製 造 業	2	2	2	1	0	4
	清 涼 飲 料 水 製 造 業	4	4	0	0	0	4
	氷 雪 製 造 業	4	4	0	0	0	4
	氷 雪 販 売 業	7	6	4	2	3	5
	合 計	4,594	4,331	799	306	336	2,789

イ 許可を要しない食品衛生関係営業施設の指導

給食施設等の食品衛生法による許可を要しない施設の状況は表2のとおりです。

給食施設については、大規模食中毒の発生を未然に防止するための「大量調理施設衛生管理マニュアル」の趣旨に沿って指導し、平成18年度は特に保育園、学校等の給食施設に対し衛生管理の徹底を指導しました。

表2 許可を要しない食品衛生関係営業施設

H19.3.31現在

業 種		項 目	17年度 施設数	18年度 施設数	監視件数
給食施設		学 校	39	34	50
		病院・診療所	29	26	24
		事業所	2	2	2
		その他	109	99	65
		小 計	179	161	141
乳さく取業			6	5	5
食品製造業			81	65	52
野菜・果物販売業			338	270	162
そうざい販売業			353	282	169
菓子（パンを含む）販売業			494	395	197
食品販売業（上記以外）			548	438	175
添加物の販売業			71	57	34
器具・容器包装・おもちゃの製造業又は販売業			205	164	32
合 計			2,275	1,837	967

ウ 福井県食品衛生条例に基づく施設等の指導

公衆衛生に与える影響が高い業種として、福井県が独自に定めている福井県食品衛生条例に基づく施設等の状況は表3のとおりです。

管内の越前海岸沖合は良好な漁場に恵まれており、沿岸の町では魚介類関係の営業が盛んです。条例で定めている魚介類加工業や魚介類行商営業は、これを反映して、それぞれ県下施設等数の19.8%、50.4%を占めています。一方、山間地を中心とした地域で生産される野菜、果実などの農産物の加工業が近年「地産地消」運動から盛んとなり、漬物製造業が増加しています。

これらの施設等に対しては、毎年地域別の一斉監視や食品衛生講習会開催により、衛生確保に努めています。

表3 福井県食品衛生条例営業施設等数

条例許可状況	H19.3.31現在	
業 種	17年度	18年度
魚介類加工業	45	37
漬物製造業	28	29
合 計	73	66

条例登録状況	H19.3.31現在	
業 種	17年度	18年度
魚介類行商営業	118	74

エ 食品等の収去試験検査

食品等の安全性を確保するため、年間計画に基づき収去試験検査を実施しています。平成 18 年度の試験検査の結果は表 4 のとおりです。表示基準に不適合なものが 1 件、衛生規範に不適合なものが 3 件、県指導基準に不適合なものが 1 件あり、取扱いの改善を指導しました。

表 4 食品等の収去検査結果

H19.3.31 現在

事業名	実施月	収去数	規格基準・表示不適数	衛生規範・県指導基準不適数	違反内容
牛乳特殊検査	4	1			
春の行楽地対策	4	15			
輸入果実検査	7	2			
残留物質	はちみつ	6	0		
	鶏卵	7	1		
	食鳥肉	8	2		
	養殖魚	10	2		
魚介類特殊検査	5	3			
貝毒検査	5	0			
夏期食品一斉取締り	6~7	57	1	2	表示違反(生めん) 衛生規範(そうざい) 県指導基準(和菓子)
野菜検査	6, 10	4			
玄米検査	9	2			
秋の行楽地対策	9	15		2	衛生規範(そうざい)
添加物表示対策	10	6			
年末食品一斉取締り	11~12	62			
容器包装検査	1	8			
遺伝子組換え食品	1	2			
アレルギー特定原材料	2	3			
合計		185	1	4	

オ 食中毒発生状況

平成14年からの食中毒の発生状況は表5のとおりです。

平成18年は食中毒が5件と多発し、病因物質はノロウイルスが2件、セレウス菌が1件、不明が2件で、いずれも原因施設は飲食店でした。

表 5 食中毒発生状況

H18.12.31現在

年	件数	摂食者	患者数	備考
14年	0	0	0	
15年	1	149	5	サルモネラ(学校)
16年	2	70	22	ウエルシュ菌(老人福祉施設給食)
		2	2	腸炎ビブリオ(不明)
17年	0	0	0	
18年	5	10	2	ノロウイルスG(飲食店)
		19	4	不明(飲食店)
		53	6	不明(飲食店)
		7	2	セレウス菌下痢原生毒素(飲食店)
		26	7	ノロウイルスG(飲食店)

カ 衛生講習会の実施状況

衛生講習会の実施状況は表6のとおりです。

営業者等を対象に、食中毒の多発する夏期前を中心として地域別・業種別に衛生講習会を実施し、衛生知識の普及向上と自主管理体制の強化を指導しています。また、地域住民等の要望があるところに出向く「出前講座」を開催し、消費者の衛生知識向上を図っています。

表6 衛生講習会実施状況

H19.3.31現在

区分	項目	衛生講習会		出前講座(再掲)	
		開催数	受講者数	開催数	受講者数
	鯖江市	7	628	1	30
	越前市	7	829	3	91
	池田町	1	44	0	0
	南越前町	3	83	0	0
	越前町	4	280	0	0
	管内給食調理従事者	2	399	1	33
	合計	24	2,263	5	154

キ 調理師および製菓衛生師免許登録の状況

調理師および製菓衛生師免許の登録状況等は表7のとおりです。

表7 調理師および製菓衛生師免許登録状況

H19.3.31現在

区分	免許の別	調理師			製菓衛生師		
		16年度	17年度	18年度	16年度	17年度	18年度
	試験受験者	136	155	133	3	12	5
	試験合格者	97	110	77	3	7	5
	合格率(%)	71	71	58	100	58	100
	免許登録者	151	154	141	8	12	9

注) 登録者には養成施設卒業者を含む

(9) 生活衛生

ア 営業六法関係施設の状況

理容所、美容所、クリーニング所、公衆浴場、興行場、旅館等営業六法関係営業施設は表1のとおりです。

管内では観光地である越前海岸を有する町に旅館が集中しているため、海水浴シーズン前に旅館営業者に対し衛生講習会および立入検査を実施し、施設の衛生管理について指導しています。

また、近年、入浴施設に起因するレジオネラ症が県外で発生していることから、循環ろ過装置を利用する浴槽を設置する公衆浴場、旅館の施設に対して講習会、立入検査および水質検査を実施し、衛生管理について指導しています。

イ 温泉関係

温泉の泉源等の状況は表 1 のとおりです。

なお、越前町では、旅館等に温泉を配湯していることから、温泉利用施設数が多くなっています。温泉施設の不当表示が問題となったことから、温泉掲示内容の適正化について指導しています。

表 1 営業六法および温泉関係施設数

H19.3.31 現在

業種 市町	理 容 所	美 容 所	ク リ ー ニ ン グ 所	ク リ ー ニ ン グ 取 次 所	公 衆 浴 場	興 行 場	旅 館					温 泉		
							ホ テ ル	旅 館	簡 易 宿 所 ・ 下 宿	特 例 旅 館	合 計	泉 源 数	動 力 装 置 設 置 数	利 用 施 設 数
鯖江市	66	130	16	94	9	3	7	13	1	0	21	3	2	3
越前市	107	171	32	105	11	4	4	29	20	0	53	3	3	6
池田町	6	5	0	3	1	0	0	4	3	0	7	2	1	2
南越前町	15	21	0	10	6	0	0	36	21	0	57	3	3	5
越前町	30	38	7	20	9	0	0	79	47	2	128	10	7	51
合 計	224	365	55	232	36	7	11	161	92	2	266	21	16	67

ウ 浄化槽

浄化槽の設置状況は表 2 のとおりです。

生活水準の向上に伴い、便所の水洗化に対する要望が高まる中で、公共下水道の整備は財政的・時間的に制約があることから、公共下水道未整備地域における浄化槽の設置が増加しています。

浄化槽法に規定する検査の拒否者、保守点検の拒否者に対し適正な維持管理を指導しています。また、平成 18 年度は浄化槽を設置した者に対し、浄化槽の適正な維持管理に関する講習会を 7 回開催しました。

エ 水道施設の状況

水道施設の状況は表 2 のとおりです。

上水道、簡易水道に対しては施設の立入検査を実施し、施設の維持管理および水質基準に基づく水質管理について指導を行っています。

また、簡易専用水道についても、貯水槽の清掃・点検や水質検査の実施等、適正な維持管理について指導しています。

オ 特定建築物関係

大型のホテル、店舗、事務所などの特定建築物の状況は表 2 のとおりです。

特定建築物の衛生的環境を確保するため、管理者に対し適正な維持管理を指導しています。

カ 墓地埋葬関係

墓地等の施設数は表 2 のとおりです。

表2 浄化槽、水道、特定建築物、墓地関係施設数

H19.3.31 現在

種類 市町	浄化槽			水道					特定建築物	墓地		
	単独 処理	合併 処理	合計	上水道	簡易 水道	飲料水 供給 施設	専用 水道	簡易 水道		墓 地	火 葬 場	納 骨 堂
鯖江市	3,963	1,007	4,970	1				48	10	107	1	1
越前市	12,308	4,737	17,045	1	7			37	11	196	84	3
池田町	57	31	88		5	5			1	6	5	1
南越前町	177	157	334		13	3	1	6	1	106	51	2
越前町	1,077	93	1,170	1	10	2		12	4	94	10	0
合計	17,582	6,025	23,607	3	35	10	1	103	27	509	151	7